

## 不安定労働に反対する決議

グローバル化の急速な進展に伴い、世界中で不安定労働が増大し、勤労者の生活基盤を脅かすとともに、格差拡大を招いている。このようなグローバル化の負の側面に対し、IMF（国際金融基金）は、10月7日を「2008年不安定労働に対抗する世界行動デー」として、世界中の組織に一斉行動を求めている。

わが国でも3分の1を超える勤労者が、非正規従業員として派遣、請負、パートなど不安定な雇用形態で働いている。勤労者にとって、就業形態の選択肢は必要である。しかし、現実には自らの意思に反し、賃金・労働条件の低い不安定労働に就いている多くの勤労者がいる。不安定労働の拡大は、国内市場の縮小、格差の拡大、新たな階層社会をもたらし、社会の不安定化をまねく。加えて、長期雇用の中で蓄積される従業員の技術・技能、経験に裏づけられた判断力と創意工夫という、わが国ものづくり産業最大の「強み」を喪失させることにもつながる。わが国経済の持続可能性、社会の安定、産業の活力を損なうことは明らかである。

われわれは、「世界行動デー」にちなみ、ここに改めて「良質な雇用」の創出を求め、政府、経営側、および関係方面に対し、強くアピールしていく。

1. 政府および経営側は、「良質な雇用」の創出に向け、最大限の努力をしていくこと。
2. 「良質な雇用」とは、ヒューマンな長期安定雇用、あるいは、短期雇用の場合は本人の希望によるものであり、同一価値労働同一賃金の原則に貫かれた均等・均衡待遇が実現されているものであること。
3. 偽装請負の根絶、日雇派遣の禁止はもとより、短期雇用かつ間接雇用という「二重の不安定」は、厳しく制限すること。
4. 正社員としての就職を促進するため、「若年者トライアル雇用」「ジョブ・カード制度」などを活用していくこと。また政府による生活資金や住居の支援も拡充すること。
5. 保育所、学童保育の質・量両面の拡充を図ること。ひとり親などが安定して働き、安心して子育てできる環境を整備すること。
6. 制度の悪用による問題が生じている外国人研修・技能実習制度については、その運用の厳格化・適正化を図るとともに、日系人労働者については、定住を前提とした制度整備を進めること。
7. 世界のあらゆる事業所において、中核的労働基準を遵守し、労使対等と公正な成果配分を実現すること。

われわれ金属労協は、雇用・労働分野に生じているグローバル化の負の側面に対し、断固として立ち向かい、「労働の尊厳」を取り戻し、もって全世界の勤労者の生活向上、産業の健全な発展、経済の安定成長を追求していくことを、ここに決議する。

2008年9月2日  
全日本金属産業労働組合協議会  
第47回定期大会